

転居された方へ(ご案内)

住所が変わりますと、様々な届出が必要になります。次の項目に該当される方は、各担当窓口で手続きをしてください。ただし、 の項目は、住民登録が終わってからの手続きになりますので当日に手続きをされる方は、お呼びするまで市民課でお待ちください。

【支 所】

★マークがついた項目の一部は支所でも手続きできます。全ては行えませんので、詳しくは、北部・桜井・明祥支所にご確認ください。

【くらしの手続きガイド】

簡単な質問に答えるだけで必要な手続き、持ち物、窓口の場所が確認いただけます。QRコードからアクセスしてください。



受 付 時 間 **午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで**（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）

★

項 目	内 容	持 ち 物	担 当
コンビニ交付	マイナンバーカードの住所変更をした翌日からマイナンバーカードを使用してコンビニで証明書を取得できます。	・マイナンバーカード	窓口 1 (本庁舎 1 階) 市民課 証明係 電話 71-2221
★マイナンバーカード 住民基本台帳カード 在留カード 特別永住者証明書	手続きが必要ですので、お持ちください。(外国籍の方を含む場合は、市民課本庁のみの取り扱いとなります。)	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ・在留カード ・特別永住者証明書	窓口 2 (本庁舎 1 階) 市民課 届出係 電話 71-2268
児童手当	手続きが必要です。配偶者、児童のみの転居の場合も手続きが必要です。(家族全員での転居の場合は必要ありません。)	・本人確認書類	窓口 3 (本庁舎 1 階) こども課 子育て支援係 電話 71-2227
児童扶養手当 遺児手当 (ひとり親家庭等)	手続きが必要です。児童のみの転居の場合も、手続きが必要です。(手当の支給が止まっている方も必要です。)	・本人確認書類	窓口 4 (本庁舎 1 階) こども課 子育て支援係 電話 71-2229
保育園 認定こども園 幼稚園	入園している児童がいる方は、各園へご連絡ください。		窓口 6 (本庁舎 1 階) 保育課 入園係 電話 71-2228
★医療費受給者証	住所変更をしてください。	・受給者証 ※自立支援医療(精神通院)の住所変更をする場合は、マイナンバーカード又は通知カードが必要です。	窓口 8 (本庁舎 1 階) 国保年金課 医療係 電話 71-2232
養育医療券	住所変更をしてください。	・医療券	
後期高齢者医療	住所変更をしてください。	・マイナ保険証等 (資格確認書等) ・限度額適用認定証等 (お持ちの方のみ)	
★国民健康保険	住所変更をしてください。 ※高齢受給者証等をお持ちの場合は、本庁(国保年金課)でのみの取扱いとなります。	・マイナ保険証等 (資格確認書等) ・高齢受給者証 (お持ちの方のみ) ・限度額適用認定証等 (お持ちの方のみ)	窓口 9 (本庁舎 1 階) 国保年金課 国保係 電話 71-2230
年金	年金を受給されている方は、住所変更届の提出が必要か年金係でご確認ください。	・本人確認書類	窓口 10 (本庁舎 1 階) 国保年金課 年金係 電話 71-2231

※持ち物でマイナ保険証をお持ちいただく場合は、医療保険の資格情報の提示をお願いします。

項 目	内 容	持 ち 物	担 当
障害(児)者福祉	障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方は、住所変更をしてください。	・障害者手帳 ・マイナンバーの確認できる書類	窓口 38 (北庁舎 1 階) 障害福祉課 障害福祉係 電話 71-2225 FAX 74-6789
特別児童扶養手当	住所変更届が必要になります。	・特別児童扶養手当証書 (お持ちの方のみ)	
障害福祉サービス	受給者証の住所変更をしてください。	・障害福祉サービス受給者証 ・マイナンバーの確認できる書類	窓口 39 (北庁舎 1 階) 障害福祉課 障害給付係 電話 71-2259 FAX 74-6789
更生医療 育成医療	受給者証の住所変更をしてください。	・自立支援医療受給者証	
介護保険	介護保険被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証等をお持ちの方は、住所変更をしてください。	・介護保険被保険者証 ・負担割合証 (お持ちの方のみ) ・負担限度額認定証等 (お持ちの方のみ)	窓口 47 (北庁舎 1 階) 高齢福祉課 介護給付係 電話 71-2226
市営住宅	＜入居する方＞ 同居承認の申請が必要です。 ＜退去する方＞ 退去又は同居者異動の届出が必要です。	担当にお問い合わせください。	窓口 65 (北庁舎 3 階) 建築課 市営住宅係 電話 71-2240
水道	使用中止の手続き、転居先の使用開始の手続きが必要です。市公式ウェブサイトからも24時間使用中止・開始の申込みができます。	・通帳、通帳印 (引落口座を変更される方)	水道業務課 水道お客様窓口 (西庁舎 1 階) 電話 71-2249
★ 小・中学校	あらかじめ転入校へ連絡し日程調整のうえ、右の書類を持参し、転入校へお出かけください。 今までの学校へ引き続き通学を希望される方は、学校教育課へご相談ください。	・就学校指定通知書 (市民課でお渡します) ・在学証明書 ※ ・教科用図書給与証明書 ※ (※今まで通っていた学校でお受け取りください)	学校教育課 学事係 (教育センター 3 階) ＜横山町＞ 電話 71-2254
ごみ処理	ごみステーションの場所、ごみ出しについては、町内会又はマンション管理者等に確認してください。引越しに伴う多量ごみは収集できませんので、市の施設に直接搬入してください。 ごみの分別方法は「家庭用ごみと資源の分け方・出し方早わかりブック」をご覧ください。		清掃事業所 (リサイクルプラザ) ＜堀内町＞ 電話 76-3053 環境クリーンセンター ＜和泉町＞ 電話 92-0178
図書館利用者カード	図書館利用者カードをお持ちの方は住所等の変更をしてください。	・本人確認書類 (氏名・生年月日・新住所が確認できるもの)	アンフォーレ課 (図書情報館) ＜御幸本町＞ 電話 76-6111

※持ち物でマイナ保険証をお持ちいただく場合は、医療保険の資格情報の提示をお願いします。